参考様式第１号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第６条第１項の規定により、次のように農業経営基盤強化基本構想を定めた（変更した）ので、同条第６項の規定により公告する。

　　　年　　月　　日

市町村長名

（「次のように」は省略し、その関係書類を市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。）

参考様式第２－１号

○○県農業経営・就農支援センターの運用に関する規程

（記載例）

|  |
| --- |
| 以下は、あくまでも記載例であり、特にセンターの運営体制については、改正前の法に基づく「青年農業者等育成センター」や従来の予算措置に基づく「経営サポート体制」及び「新規就農相談センター」における体制等を参考にし、都道府県の実情を踏まえた体制を検討してください。　 |

第１　総則

１　目的

この規程は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第11条の11の規定に基づき、○○県が整備する○○県農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）について、業務の実施体制及び実施方法等を定め、もって業務の適正かつ確実な運営に資することを目的とする。

２　運営方針

本県の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの農業を担う者を幅広く確保し、育成する。

また、センターは、法及びこれに基づく通知等によるもののほか、この規程に従い、公正かつ的確にセンターに関する業務を実施する。

第２　運営に関する事項

１　運営体制

（１）公益財団法人○○県農業振興公社を、センターとしての第３に掲げる業務を行う拠点として位置付ける。

（２）責任統括は、〇〇県農林水産部長が担うものとし、事務局長は〇〇県農林水産部△△課長が担うものとする。

（３）事務局は、〇〇県農林水産部△△課に置くものとし、年度業務計画の企画・立案、進捗管理、センター運営の指導・監督等を行うものとする。

また、第３に定める業務の執行に必要となる手続き等を行うため、事務局機能の一部を○○県農業振興公社及び○○県農業会議に委託する。

（４）センター業務の運営方針等については、責任統括が設置する別表○に掲げる関係機関・団体等が参画したセンター運営会議において決定する。

（５）経営・就農サポート活動及び農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動を行うために必要となる専属スタッフを配置する。

（６）センターの業務の実施に協力し、かつ、一部業務の請負又は助言等の活動を行う機関・団体を「伴走機関」として位置付けるものとし、伴走機関の名称及び役割は別表○のとおりとする。

２　センター運営会議の実施

（１）責任統括は、毎月1回、センター運営会議を開催する。

（２）センター運営会議においては、以下の事項について検討し、決定等を行うこととする。

①　年度業務計画の策定・決定

②　専属スタッフ及び専門家の選定・決定

③　伴走型支援の実施対象となる農業者（以下「重点支援対象者」という。）の決定

④　個別の就農支援及び経営支援の進捗管理

⑤　○○県における農業を担う者の確保及び育成に係る目標に対する進捗に関すること

⑥　その他センターの運営に必要な事項に関すること。

（３）責任統括は必要があると認めるときは、センター運営会議に伴走機関以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第３　業務の内容・実施方法に関する事項

センターの業務は、経営・就農サポート活動（農業経営の改善、農業経営の円滑な継承及び農業経営の法人化（委託を受けて農業を行う組織の設立を含む。以下同じ。）に向けた助言、指導、就農等希望者の相談対応・情報提供、市町村等への紹介等）及び農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動とし、次に定めるところにより行う。

なお、実施に当たっては市町村、農業委員会、農業会議、法人協会、農地中間管理機構、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、労働局等の関係機関と連携して行うものとし、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報を収集し、相互に提供するように努める。

１　経営・就農サポート活動

センターは、農業者からの経営に関する相談への対応、必要に応じた経営資源・財務内容の分析（以下「経営診断」という。）、専門家派遣・巡回指導等による個別経営支援（以下「伴走型支援」という。）を行うほか、就農等希望者や就農等希望者を雇用しようとする農業者等からの就農等に関する相談への対応・情報提供、就農等希望者の希望に応じた市町村等の関係者への紹介、就農等のために必要な調整等を行う。

また、就農等の調整に当たっては、２の活動により収集した情報を積極的に活用し、就農等希望者と農業経営の移譲を希望する農業者のマッチングを行う。

（１）経営・就農サポート活動に係る実施体制の整備

①　相談窓口の設置

農業者からの経営に関する相談及び就農等希望者からの就農等に関する相談を受け付ける相談窓口を以下のとおり設置するものとし、想定される年間の相談対応件数に応じた職員（補助職員を含む。）を配置する。

・　〔就農＋経営〕○○県農業経営・就農支援センター

（○○市○○町××―××（公財）○○県農業振興公社内　連絡先：…）

・　〔就農〕○○県農業会議

（○○市○○町××―××　○○ビル〇階　連絡先：…）

〔サテライト窓口〕

・　△△地域振興局　△△課（△△市△△町××―××　連絡先：…）

・　□□地域振興局　△△課（□□市□□町××―××　連絡先：…）

・　◇◇地域振興局　△△課（◇◇市◇◇町××―××　連絡先：…）

・　××地域振興局　△△課（××市××町××―××　連絡先：…）

※　農業者等から経営又は就農等に関する相談を受けた伴走機関は、上記いずれかの相談窓口に確実に繋ぐものとする。

②　専属スタッフの配置

１の活動において中心的役割を担う専属スタッフを以下のとおり配置する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 属　性 | １の活動における主な役割 | 主な配置先 |
| ●●　●● | 中小企業診断士 | 経営相談対応、経営診断、経営戦略の作成等 | ○○県農業経営・就農支援センター |
| ▲▲　▲▲ | ○○県農業振興公社職員 | 経営サポート活動の管理、農業経営の移譲を希望する農業者の情報収集等 | ○○県農業経営・就農支援センター |
| ■■　■■ | ○○県農業振興公社職員 | 就農相談対応、就農サポート活動の管理等 | ○○県農業経営・就農支援センター |
| ◆◆　◆◆ | 嘱託（農業会議勤務経験者） | 就農相談対応、各種情報の収集・提供、候補市町村との調整等 | ○○県農業会議 |

※　経営・就農サポート活動に係る専門家や関係者等との連絡調整、各種事務処理など、専属スタッフの補助業務を行う「補助職員」○名を別途事務局内に配置する。

③　経営戦略会議の設置及び運営

ア　責任統括は、経営戦略（重点支援対象者において達成すべき定量目標及び支援工程を定めたものをいう。以下同じ。）の策定・見直しを効率的かつ迅速に行うことを目的として、伴走型支援を実施する上で必要な助言等を行う経営戦略会議（伴走機関、普及組織、専属スタッフ、④のアの専門家等で構成することとし、具体的には、別紙〇のメンバーを構成員とする。）を設置し、毎月１回開催する。

　　なお、その開催に当たっては、必要に応じて、当該経営戦略に係る重点支援対象者が農業経営を行う区域に係るメンバーのみを参集して開催することができるものとする。

イ　経営戦略会議においては、以下の事項について検討し、決定等を行うこととする。

ａ　重点支援対象者ごとの経営戦略の決定・見直し

　　　　ｂ　重点支援対象者ごとの経営課題を解決するために必要となる専門家等で構成する支援チームの編成

ｃ　個別の就農支援及び経営支援の進捗管理及びセンター運営会議への報告

ｄ　個別の就農支援及び経営支援を行うために必要となる伴走機関への情報共有

　④　専門家の登録及び公表

　　ア　センターは、農業者からの経営改善、法人化、円滑な経営継承などの多様な経営課題等の解決に向けて必要な助言・指導を行うために必要となる者を公募等により募集し、農業者を支援する意欲がある者から登録申請（履歴書及び支援実績を添付。）を受け付ける。

イ　センターは、アにより登録受付した者について、審査をした上で、センター運営会議に諮る。

ウ　センター運営会議は、ａからｃまでのいずれかの専門資格等を有しており、かつｄを満たしていると認められた者について、専門家として登録する。

ａ　税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、弁護士、司法書士、弁理士、行政書士、不動産鑑定士、ファイナンシャル・プランニング技能士等

ｂ　経営コンサルタント（経営学修士取得）、農業経営アドバイザー、デザイナー、社員教育接遇マナー講師等

ｃ　大学教授、指導農業士、農業法人経営者、先進的な農業経営に取り組む認定農業者等

ｄ　以下のいずれかに該当すること。

(a)技能等を活用した実務に10 年以上従事した経験を有する者

(b)技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に５年以上従事した経験を有する者

(c)技能等に関する指導、教育、研究等に５年以上従事した経験を有する　者

(d)上記(a)から(c)までに掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

エ　専門家の登録、派遣、登録解除等の手続については別に定める。

また、これに基づき登録した専門家の能力マップをセンターのホームページで公表する。

オ　専門家の登録に当たっては、反社会的勢力排除に関する誓約を行わせるとともに、〇〇県又はセンターの信用を毀損する行為、センターの同意を得ずに自らの営業行為等を禁止するものとする。

また、重点支援対象者への助言・指導に当たっては、農業法人の定款や就業規則などの成果物の作成・納入、就業規則の労働基準監督署への提出などの役務提供は行わないものとする。

（２）経営・就農サポート活動の実施

ア　就農等希望者、農業者からの相談対応

専属スタッフは、サテライト窓口、市町村、農地中間管理機構、農業委員会、伴走機関等が収集した情報を活用し、農業経営の改善、円滑な継承及び法人化、就農等希望者の就農と定着、就農候補市町村や農業法人等の紹介、農地中間管理機構又は農業委員会による農地等の斡旋等に向けた各種相談への対応を行うものとする。

なお、就農等希望者への相談対応の結果、就農候補市町村が決定した場合は、専属スタッフは就農等希望者が就農の準備を円滑に開始できるよう当該市町村と調整を行った上で引き継ぐものとする。

また、専属スタッフは対応した就農等希望者が就農するまでの状況等を適切に把握し、必要に応じて相談対応を継続するものとする。

イ　重点支援対象者への専門家派遣（伴走型支援）

ａ　重点支援対象候補者の選定

専属スタッフは、アの相談対応及び２の（１）の掘り起こし活動の結果等を踏まえて、以下の者について、あらかじめ当該農業者の了解を得た上で重点支援対象者の候補者（以下「重点支援対象候補者」という。）としてリストに整理し、センター運営会議に諮るものとする。

なお、認定農業者、認定新規就農者、集落営農といった担い手のみならず、本県内で農業参入をしようとする企業、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者及び農業支援サービス事業体についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の観点から、今後の経営の展開・発展において専門家の助言・指導等を受けることが有益であると考えられる場合は、重点支援対象候補者として積極的にリストに整理する。

(a)掘り起こし活動により支援ニーズを把握し、専属スタッフが伴走型支援を行う必要があると認める農業者

(b)アにより相談対応を行った農業者で伴走型支援を通じて課題解決を図る必要があると専属スタッフが認める農業者

(c)市町村等が伴走型支援を行う必要があると認める新規就農者

(d)専属スタッフが専門家派遣等を行う必要があると認める本県内に農業参入をしようとする企業等又は新たに就農するための準備を進めている者

ｂ　経営戦略案の作成

専属スタッフは、重点支援対象者ごとの経営戦略案を作成し、経営戦略会議に諮るものとする。

また、専属スタッフは、経営戦略案の作成に当たって、課題の内容等を踏まえて重点支援対象者の経営状況を把握する必要があると判断したときは、専門家等による経営診断を実施するものとする。

ｃ　支援チーム編成案の作成及び伴走型支援の実施

(a)専属スタッフは、重点支援対象者の経営戦略に掲げた目標の達成のため、必要な助言・指導を行うことができる専門家等で構成する支援チーム編成を作成し、経営戦略会議に諮るものとする。

(b)支援チームは、経営戦略会議において重点支援対象者に対する経営戦略及び支援チームの編成が決定されたときは、速やかに伴走型支援を実施する。

(c)支援チームは、経営戦略の進行管理、実践状況等を勘案し、必要に応じて経営戦略の見直し案を作成し、専属スタッフへ提言する。

(d)専属スタッフは、(c)により支援チームから提言があった場合は、経営戦略会議に諮った上で、見直された経営戦略に即して、伴走型支援を実施する。

ウ　相談カルテ等の作成

専属スタッフ又は専門家は、アの相談者及びイの重点支援対象者からの相談内容、相談の対応状況、就農候補市町村との調整状況、経営戦略の内容、伴走型支援の実施状況等の相談者等に係る当該年度における全ての取組内容について、相談者等の属性に応じて、就農相談カルテ又は経営相談カルテに記録する。

なお、この記録の作成、活用及び管理に当たっては、農業者等から書面（参考様式）（電話相談においては口頭も可）で同意を得た上で、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱うものとする。

２　農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動

　　センターは、農業を担う者の確保・育成のため、（１）から（３）までに定める活動を行うこととし、これらの活動において中心的役割を担う専属スタッフを以下のとおり配置する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 属　性 | ２の活動における主な役割 | 主な配置先 |
| ●●　▲▲ | ○○県農林水産部××課職員 | 重点支援対象者等の掘り起こし活動の実施統括等 | ○○県農業経営・就農支援センター |
| ▲▲　■■ | ○○県農業協同組合中央会職員 | （１）及び（３）の活動の実施主体 | ○○県農業協同組合中央会 |
| ■■　◆◆ | ○○県農業会議職員 | （２）及び（３）の活動の実施主体 | ○○県農業会議 |

※　それぞれの活動に係る関係者や専門家（講師）等との連絡調整、各種事務処理など、専属スタッフの補助業務を行う「補助職員」○名を別途事務局内に配置する。

（１）重点支援対象者等の掘り起こし活動

専属スタッフ及び伴走機関は、別表○の役割分担を踏まえ、市町村及び農業協同組合等の協力を得て、農業経営の法人化をはじめとした経営改善に取り組む意欲が高い農業者、農業経営の移譲を希望する農業者等の情報を収集し、支援ニーズを把握するための掘り起こし活動を行う。

（２）人材確保推進活動

農業を担う者を幅広く確保するため、都道府県、市町村、農業委員会、農業会議、法人協会、農地中間管理機構、農業協同組合、融資機関、労働局、公共職業安定所等と連携して、以下の取組を行う。

1. 各市町村・地域毎の受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ（主要品目における年間作業スケジュール、経営規模に応じた所得水準、生活環境等）に関する情報を収集し、センターのホームページやＳＮＳなどを活用したＰＲ活動及び就農相談会等のイベントを通じた情報発信を行う。
2. 農業法人等の求人や労働環境等に関する情報を収集し、あらかじめ当該農業法人等の了解が得られた場合は、農業への就業をしようとする者に対する情報提供するとともに、必要に応じて県内の公共職業安定所にも情報共有を行う。
3. 担い手が不足する地域において企業の農業参入を促進するため、県内における主要作目ごとの農業経営の状況や農業参入の事例等の情報について、センターのホームページによる情報発信や商工系団体への情報提供を行う。

（３）相談会等活動

センターは、農業を担う者の確保・育成に資するため、別に定める開催要領により、就農等希望者に対する就農相談会（県内・県外）及び農業者を対象とした経営力向上研修・相談会、法人化実践研修・相談会、経営セミナー、経営継承セミナー等を開催する。

第４　その他業務に関する事項

センター業務における情報の管理等に関する事項及び事務処理基準は別に定める。

附　則

この規程は、令和○年○月○日より施行する。

参考様式第２－２号

○○県農業経営・就農支援センターの業務に係る

個人情報の取扱いについて（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 〇〇県及び○○県農業経営・就農支援センターは、○○県農業経営・就農支援センターの業務の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する 法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本センターの業務の実施のために利用します。また、〇〇県及び○○県農業経営・就農支援センターは、本センターの業務のほか、農業を担う者の育成・確保に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。このほか、就農準備や経営改善等の取組状況、専門家からの助言等の内容についても、助言・指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 提供する情報の内容 | ①就農等希望者又は農業者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）情報の内容及び年齢、②住所、③相談内容、④経営内容、⑤支援等の実施状況や専門家からの助言等の内容　等 |
| 情報を提供する　関係機関 | 国、都道府県、〇〇県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、市町村、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、〇〇県農業会議、〇〇県法人協会、土地改良区、農地中間管理機構、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫　等（※　その他追加する機関があれば明確にすること） |

 |

|  |
| --- |
| 　個人情報の取扱いの確認 |
| 「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　氏名（名称・代表者）　　　　　　　　　　　　　　 |

参考様式第３－１号

農業経営改善計画認定書

殿 (様)

あなたから　　年　　月　　日に認定申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第１項（第13条第１項）の規定により、適当であると認定します。

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣、地方農政局長）名

認定番号 ：　　　－　　　　号

認定日 ：　　年　　月　　日

認定の有効期間 ：　　年　　月　　日まで

（認定に係る関係市町村名：○○市、○○町）

また、あなたが本認定に係る農業経営改善計画に従って農業経営基盤強化促進法第12条第３項に規定する農業用施設の用に供することを目的として別紙1に係る農地を農地以外のものにする場合には、同法第14条第１項の規定により、農地法第４条第１項の許可があったものとみなされます。（※１）

また、あなたが本認定に係る農業経営改善計画に従って農業経営基盤強化促進法第12条第３項に規定する農業用施設の用に供することを目的として別紙２に係る農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、同法第14条第２項の規定により、農地法第５条第１項の許可があったものとみなされます。（※２）

（記載注意）

１　認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して５－１のように記載する。

２　変更認定の場合にあっては、表題の次に「（変更）」と記載する。

３　市町村が認定する場合にあっては、「（認定に係る関係市町村名：）」は削除する。

４　※１及び※２は、農業経営基盤強化促進法第12条第６項に規定する事項の記載があった農業経営改善計画を認定する場合に記載する。

５　認定に係る農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る行為について、農地法第４条第１項の許可を受けなければならない行為に該当する場合には、※１を記載するとともに、別紙１を添付するものとし、同法第５条第１項の許可を受けなければならない行為に該当する場合には、※２を記載するとともに、別紙２を添付する。

（別紙１）

１　農地を転用する者の住所等

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 住所 |
|  |  |

２　土地の所在等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地　番 | 地　　目 | 面積（㎡） | 備　考 |
| 登記簿 | 現 況 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

３　農業用施設の種類

４　条　件

（記載注意）

１　農地転用事案ごとに欄を繰り返し設けて記載する。

２　条件は、農業経営基盤強化促進法第12条第６項の規定に基づく協議の同意に際して条件が付された場合又は同条第12項の指定市町村若しくは第13条の２第６項の都道府県知事が第12条第６項の記載があった農業経営改善計画を認定するに際して条件を付す場合に記載する。

（別紙２）

１　当事者の住所等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当事者の別 | 氏名 | 住所 |
| 譲　受　人 |  |  |
| 譲　渡　人 |  |  |

２　土地の所在等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地　番 | 地　　目 | 面積（㎡） | 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 | 備　考 |
| 登記簿 | 現 況 | 権利の種類 | 権利の設定・移転の別 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

３　農業用施設の種類

４　条　件

（記載注意）

１　農地転用事案ごとに欄を繰り返し設けて記載する。

２　条件は、農業経営基盤強化促進法第12条第６項の規定に基づく協議の同意に際して条件が付された場合又は同条第12項の指定市町村若しくは第13条の２第６項の都道府県知事が第12条第６項の記載があった農業経営改善計画を認定するに際して条件を付す場合に記載する。

参考様式第３―２号

　 　年　　月　　日

農業経営改善計画（青年等就農計画）に係る却下通知書

　　　　殿（様）

　あなたから　　年　　月　　　日に認定申請のあった農業経営改善計画（青年等就農計画）は、下記の理由により農業経営基盤強化促進法第12条第１項（第13条第１項、第14条の４第１項、第14条の５第１項）の規定に基づく認定をしないものとします。

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣、地方農政局長）名

記

認定をしない理由

(注)

　１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市町村長等に対して審査請求書（同法第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市町村等を被告として（市町村長等が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載注意）

　上記（注）中の審査請求先等は、審査請求等をすべき行政庁とする。

参考様式第３―３号

　 　年　　月　　日

農業経営改善計画（青年等就農計画）の認定取消通知書

　　　　殿（様）

　農業経営基盤強化促進法第13条第２項（第14条の５第２項）の規定に基づき、　　年　　月　　　日に○○○○第○○号により認定した農業経営改善計画（青年等就農計画）については、下記の理由によりその認定を取り消します。

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣、地方農政局長）名

記

認定を取り消す理由

(注)

　１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市町村長等に対して審査請求書（同法第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市町村等を被告として（市町村長等が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　　　なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載注意）

　上記（注）中の審査請求先等は、審査請求等をすべき行政庁とする。

参考様式第４－１号

青年等就農計画認定書

　　　　　　　　殿 (様)

　あなたから　　年　　月　　日に認定申請のあった青年等就農計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の４第１項（第14条の５第１項）の規定により、適当であると認定します。

　　市町村長名

認定番号 ：　　　－　　　　号

認定日 ：　　年　　月　　日

認定の有効期間 ：　　年　　月　　日まで

（記載注意）

１　認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して５－１のように記載する。

２　当初認定の場合にあっては、本文の「（第14条の５第１項）」は削除する。

 変更認定の場合にあっては、表題の次に「（変更）」と記載する。

参考様式第４－２号

　 　年　　月　　日

農業経営開始届出書（認定新規就農者用）

 　　○○市町村長　様

住所

氏名

次のとおり農業経営を開始したので届出します。

 　 記

　　　１　農業経営開始日

 年　　月　　日

 ２　　青年等就農計画認定書の記載内容

 （１）認　定　番　号 ：　　　　　　　　　　号

　　　（２）認　　定　　日 ：　　　　年　　月　　日

　　　（３）認定の有効期間 ：　　　　年　　月　　日まで

 ３　農業経営を開始した時期を証明する書類

　　　　　（添付書類名）

参考様式第４－３号

青年等就農計画の達成状況等に係る報告（経営開始○年目）

年 月 日

○○市町村長　様

住所

氏名

　　　　下記のとおり報告します。

　　　　１．経営開始（予定）時期（どちらかにチェックする。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 既に経営開始している | 　　　　年　月　日就農 |
|  | まだ経営開始していない | 　　　　年　月　日就農予定 |

　　　　　　※まだ就農していない場合は、２．～４．の欄は記入不要

　　　　２．営農実績報告

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 作物・部門名 | 作付面積(a)・　飼養頭数等 | 生産量や売上高、経費等に係る課題 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 労働力 | 氏　名 | 年齢・続柄等 | 農業従事日数 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 雇用労働力 | 　　　　　　　　　　　　　（人・日） |

　　　　３．経営規模の報告

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経営耕地（特定作業受託によるものを含む） | 区分 | 面積(a) |
| 所有地 |  |
| 借入地 |  |
| 作業受託 | 作目 | 作業内容 | 実績 |
|  |  |  |

　　　　４．前年の農業所得

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収入（A） | 支出（B） | 農業所得（A-B） |
| 万円 | 万円 | 万円 |

５．活用している支援策（活用しているものにチェックする）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 青年等就農資金 |
|  | 農業経営基盤強化準備金 |
|  | 農業共済その他農業関係の保険 |
|  | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

　　　　６．経営上の課題や相談したいこと

|  |
| --- |
|  |

　　　　７．計画達成に向けた今後の課題

|  |
| --- |
|  |

参考様式第４－４号

青年等就農計画の達成状況等に係るチェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 確認対象者氏名： |  |
|  確認者所属・氏名： |  |
|  確認日： | 　　　　　　年　　　月　　　日 |

　　　　１　各取組状況

　　　　　ア　営農に関する取組状況

|  |  |
| --- | --- |
|  a 営農に関する意欲 | 意欲がある　　　・　意欲がない |
|  b 情報収集 | 　　収集している　　・　収集していない |
|  c 関係者の指導への対応 | 　　聞き入れている　・　聞き入れていない |
|  d 地域活動 | 　　参加している　　・　参加していない |

　　　　　イ　栽培・経営管理状況

|  |  |
| --- | --- |
|  a 栽培管理の技術等 | 　　習得できている　・　習得できていない |
|  b 機械・施設の操作方法等 | 　　習得できている　・　習得できていない |
|  c 農業経営に関する知識 | 　　習得できている　・　習得できていない |
|  d スケジュール管理 | 　　管理できている　・　管理できていない |
|  e 効率化・コスト低減 | 　　工夫できている　・　工夫できていない |
|  f 経営状況（収支状況）の把握 | 　　把握できている　・　把握できていない |

　　　　　ウ　青年等就農計画の達成に向けた取組状況

|  |  |
| --- | --- |
|  a 経営規模 | 　　計画どおり　　　・　計画どおりではない |
|  b 生産量 | 　　計画どおり　　　・　計画どおりではない |
| 　計画どおり進んでいない場合、その理由と改善策 |  |

　　　　　エ　ほ場（現地）の状況

|  |  |
| --- | --- |
|  a 耕作地が遊休化されていないか | 　遊休化されていない・　遊休化されている |
|  b 農作物を適切に生産しているか | 　　適切　　　　　　・　適切でない |

　　　　２　総合所見

|  |
| --- |
| （当該認定新規就農者の課題と考えられる事項） |
| （助言や指導等が必要と考えられる事項（関係機関との連携についても記載）） |

参考様式第６－１号

農用地利用規程認定申請書

年　　　月　　　日

市町村長　殿

所在地

団体の名称

代表者の氏名

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第１項（第24条第１項）の規定に基づき、農用地利用規程について、下記の書面を添えて認定を申請します。

記

１　農用地利用規程

２　定款又は規約

３　地区及び当該地区の農用地につき法第21条第１項に規定する所有者等のこの団体への加入状況を記載した書面

４　この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面

（５　特定農用地利用規程の記載内容について特定農業法人（特定農業団体）が同意していることを証する書面）

（６　①　法第13条第２項に規定する認定計画

②　法第23条第１項の認定の申請の日から起算して５年を経過する日までに行う農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の農業経営の改善に関する目標、当該目標を達成するためとるべき措置その他の事項を記載した計画）

（７　特定農業団体の定款又は規約）

（８　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条第２号に規定する計画）

（９　農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第20条の11第２号及び第３号に掲げる要件を満たすことを証する書面）

（記載注意）

１　変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載し、本文における適用部分以外の部分は削除する。

２　特定農用地利用規程の認定申請にあっては、表題及び本文中、「農用地利用規程」を「特定農用地利用規程」とする。

３　本文の記中、５は特定農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。

４　本文の記中、６の①は法第12条第１項の認定を受けた特定農業法人が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に、６の②はそれ以外の特定農業法人が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に、それぞれ記載する。

５　７から９までは特定農業団体が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。

参考様式第６－２号

特定農用地利用規程の有効期間の延長に係る承認申請書

年　　　月　　　日

市町村長　殿

所在地

団体の名称

代表者の氏名

農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第12条ただし書（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第21条の２）の規定に基づき、　　　年　　　月　　　日付けで認定を受けた特定農用地利用規程の有効期間を以下のとおり延長したいので、下記の書面を添えて承認を申請します。

（１）延長期間：　　　年間（　　年　　月　　日まで）

（２）延長理由：

記

１　農用地利用規程

２　定款又は規約

３　地区及び当該地区の農用地につき法第21条第１項に規定する所有者等のこの団体への加入状況を記載した書面

４　この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面

５　特定農用地利用規程の記載内容について特定農業法人（特定農業団体）が同意していることを証する書面

参考様式第６－３号

同意書

年　　　月　　　日

○○農用地利用改善団体　殿

所在地

農業経営を営む法人（団体）の名称

代表者の氏名

貴団体の定める特定農用地利用規程において、当法人（団体）が特定農業法人（特定農業団体）として位置付けられることに同意します。

参考様式第６－４号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第１項（第24条第１項）の規定により、　　年　　月　　日付けで認定申請のあった次の農用地利用規程については、これを認定したので、第23条第８項（第24条第４項で準用する第23条第８項）の規定により公告する。

年　　　月　　　日

市町村長名

（「次の」は省略し、その関係書類を市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（記載注意）

１　本文における適用部分以外の部分は削除する。

２　特定農用地利用規程に係る公告の場合にあっては、本文中、「農用地利用規程」を「特定農用地利用規程」とする。

参考様式第６－５号

認定番号

農用地利用規程認定書

年　　　月　　　日

殿

市町村長名

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第１項（第24条第１項）の規定により、　　年　　月　　日に認定申請のあった農用地利用規程について適当であると認定します。

（記載注意）

１　認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して５－１のように記載する。

２　変更後の認定番号について、当該農用地利用規程の変更回数と変更年度を上記１の認定番号の次に（（変）１－６）のように記載する。

３　変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載し、本文における適用部分以外の部分は削除する。

４　特定農用地利用規程の認定の場合にあっては、表題中、「農用地利用規程認定書」を「特定農用地利用規程認定書」とする。

参考様式第６－６号

認定番号

特定農用地利用規程の有効期間の延長に係る承認書

年　　　月　　　日

殿

市町村長名

農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第12条ただし書の規定により、　　年　　月　　日に認定申請のあった特定農用地利用規程の有効期間の延長については適当であると承認します。

参考様式第７－１号

番　　　　　号

年　　月　　日

 都道府県知事

殿

　市町村長

　　　　　　　　　　　　　市町村長

　　　　　　　　　　　　　都道府県知事

 農林水産大臣

　　　農業経営改善計画の認定について（協議）

　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第１項（第13条第１項）の規定により、○○年○○月○○日付けで下記の者から別添写しのとおり認定の申請があった農業経営改善計画に関し、同農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る事項が同法第12条第６項に掲げる事項に該当するものであるため、同項の規定に基づき、協議します。

　なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いします。

記

１　住所：

２　氏名：

（備考）

別添として申請に係る農業経営改善計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。

参考様式第７－２号

番　　　　　号

年　　月　　日

　市町村長

　都道府県知事　殿

　農林水産大臣

都道府県知事

市町村長

　　　農業経営改善計画の認定について（回答）

　○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る事項が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第10項第１号に掲げる要件に該当するものであると認めるので、同意をします。

（備考）

下線部分は、協議に係る農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る事項が、農業経営基盤強化促進法第12条第６項に該当するものであって、当該農業用施設の整備の内容が農地法第４条第１項の許可を受けなければならないものである場合に記載するものとし、当該農業用施設の整備の内容が農地法第５条第１項の許可を受けなければならないものである場合には下線部分を「第10項第２号に掲げる」とする。

参考様式第７－３号

番　　　　　号

年　　月　　日

　市町村長

　都道府県知事　殿

　農林水産大臣

都道府県知事

市町村長

　　　農業経営改善計画の認定について（回答）

　○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で協議のあった標記の件については、協議に係る農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る事項が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第10項第１号に掲げる要件に該当するものであると認められないので、同意をしません。

記

同意をしない理由

（備考）

下線部分は、協議に係る農業経営改善計画に記載された農業用施設の整備に係る事項が、農業経営基盤強化促進法第12条第６項に該当するものであって、当該農業用施設の整備の内容が農地法第４条第１項の許可を受けなければならないものである場合に記載するものとし、当該農業用施設の整備の内容が農地法第５条第１項の許可を受けなければならないものである場合には下線部分を「第10項第２号に掲げる」とする。

参考様式第７－４号

番　　　　　号

年　　月　　日

　農林水産大臣　殿

　　　　　　　　　　　　　都道府県知事

　　　　　　　　　　　　　市町村長

　　　農業経営改善計画の認定に係る協議に対する同意について（協議）

　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第６項の規定により、　○○年○○月○○日付け○○○○第○○号で○○市町村長（○○都道府県知事）から協議のあった農業経営改善計画について、同項の同意をしようとするので、同条第11項の規定により、協議します。

（備考）

別添として申請に係る農業経営改善計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。

（別紙）

農業経営基盤強化促進法第12条第11項の規定による協議に係る事案の概要書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 都道府県又は市町村名 |  |
| 当事者の住所等 | 　 譲　　受　　人 | 住所　 | 氏名 |
|  　譲　　渡　　人 | 住所　 | 氏名　 　　外　　名 |
| 申請に係る土地の所在等 |  　所　　　　　在 　地　　　　　番 | 　　　　　　　　　　　市町 郡村 外　　　筆 |
|  　地目別面積 | 田 | ㎡ | 畑 | ㎡ | 採草放牧地 | ㎡ | その他 | ㎡ |
| 申請に係る土地の所在する区域 | 市街化区域　　　　　　市街化調整区域　　　　　　その他の区域 |
| 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 | 　 権利の種類 | 　権利の設定・移転の別 | 　権利の設定・移転の時期 |  権利の存続期間 |  |
|  | 　設 定 ・ 移 転 |  |  |  |
| 農　地　の　区　分 |  |
|  | 許可基準に定める農地の区分の該当事項 |  |
| 該当事項とした判断理由（申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること） |  |
| 転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合 | 区分 | 農用地区域内農地 | 甲種農地 | 第１種農地 | 第２種農地 | 第３種農地 | 農地の合計面積 | （参考)全体面積 |
| 面積 | ㎡ | ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |
| 割合 | ％ | ％ |  ％ |  ％ |  ％ | ％ |  100％ |
| 特定土地改良事業等関 係 | 事 業 の 種 類 | 事 業 施 行 者 | 施 行 面 積  | 申請地に関係する面積 | 施 行 時 期 | 申請地に関係する土地改良財産 |
|  |  |  |  |  |  |
| 申請に係る土地と都市計画との関係 | 都市計画区域決定の有無 | 計画区域内 計画区域外　　　（告示　　　年　　月　　日） |
| 都市計画法第８条の地域地区の決定 | 地域地区の種類 |  |
| 決定なし |
| 申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係 | 農業振興地域決定の有無 | 振興地域内 振興地域外 　（告示　　　年　　月　　日） |
| 農用地区域決定の有無 | 農用地区域内 農用地区域外 （決定　　　年　　月　　日） |
| 転用目的 |  |
| 転用目的に係る事業又は施設の概要 |  | 名称 | 設備等の数 | 建設面積 | 所要面積 |
|  土地造成 |  |  |  | ㎡ |
| 建 築 物 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
|  小　　計 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
|  工 作 物 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
|  小　　計 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
|  合　　計 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
| 転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を防除するための措置等の妥当性の概要 |  |
| 農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要 |  |
| 農地法第４条第６項又は第５条第２項の規定により許可できない場合に該当しないことの説明 |  |
| 付すべき条件 |  |
| 協議に際して特記すべき事項 |  |

（備考）

　１　「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）第２の１に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第１種農地、第２種農地又は第３種農地の別を記載する。

　２　「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第１種農地にあっては「運用通知第２の１のイの(ｱ)のａ」のように、第２種農地にあっては「運用通知第２の１のオの(ｱ)のａの(a)」のように記載する。

　３　「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。

　４　「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事又は市町村長の同意の可否を決定するに際し特に協議しておくべき事項を記載する。

参考様式第７－５号

番　　　　　号

年　　月　　日

　農林水産大臣　殿

　　　　　　　　　　　　　市町村長

　　　　　　　　　　　　　都道府県知事

　　　農業経営改善計画の認定について（協議）

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第１項の規定により、○○年○○月○○日付けで別添写しのとおり認定申請があった農業経営改善計画について、同条第１項の認定をしようとするので、同条第14項の規定により、協議します。

（備考）

別添として申請に係る農業経営改善計画の申請書及びその添付書類の写しを添付する。

（別紙）

農業経営基盤強化促進法第12条第14項の規定による協議に係る事案の概要書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 都道府県又は市町村名 |  |
| 当事者の住所等 | 　 譲　　受　　人 | 住所　 | 氏名 |
|  　譲　　渡　　人 | 住所　 | 氏名　 　　外　　名 |
| 申請に係る土地の所在等 |  　所　　　　　在 　地　　　　　番 | 　　　　　　　　　　　市町 郡村 外　　　筆 |
|  　地目別面積 | 田 | ㎡ | 畑 | ㎡ | 採草放牧地 | ㎡ | その他 | ㎡ |
| 申請に係る土地の所在する区域 | 市街化区域　　　　　　市街化調整区域　　　　　　その他の区域 |
| 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 | 　 権利の種類 | 　権利の設定・移転の別 | 　権利の設定・移転の時期 |  権利の存続期間 |  |
|  | 　設 定 ・ 移 転 |  |  |  |
| 農　地　の　区　分 |  |
|  | 許可基準に定める農地の区分の該当事項 |  |
| 該当事項とした判断理由（申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること） |  |
| 転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合 | 区分 | 農用地区域内農地 | 甲種農地 | 第１種農地 | 第２種農地 | 第３種農地 | 農地の合計面積 | （参考)全体面積 |
| 面積 | ㎡ | ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |  ㎡ |
| 割合 | ％ | ％ |  ％ |  ％ |  ％ | ％ |  100％ |
| 特定土地改良事業等関 係 | 事 業 の 種 類 | 事 業 施 行 者 | 施 行 面 積  | 申請地に関係する面積 | 施 行 時 期 | 申請地に関係する土地改良財産 |
|  |  |  |  |  |  |
| 申請に係る土地と都市計画との関係 | 都市計画区域決定の有無 | 計画区域内 計画区域外　　　（告示　　　年　　月　　日） |
| 都市計画法第８条の地域地区の決定 | 地域地区の種類 |  |
| 決定なし |
| 申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係 | 農業振興地域決定の有無 | 振興地域内 振興地域外 　（告示　　　年　　月　　日） |
| 農用地区域決定の有無 | 農用地区域内 農用地区域外 （決定　　　年　　月　　日） |
| 転用目的 |  |
| 転用目的に係る事業又は施設の概要 |  | 名称 | 設備等の数 | 建設面積 | 所要面積 |
|  土地造成 |  |  |   | ㎡ |
| 建 築 物 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
|  小　　計 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
|  工 作 物 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
|  小　　計 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
|  合　　計 |  | 棟 | ㎡ | ㎡ |
| 転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を防除するための措置等の妥当性の概要 |  |
| 農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要 |  |
| 農地法第４条第６項又は第５条第２項の規定により許可できない場合に該当しないことの説明 |  |
| 付すべき条件 |  |
| 協議に際して特記すべき事項 |  |

（備考）

　１　「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）第２の１に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第１種農地、第２種農地又は第３種農地の別を記載する。

　２　「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第１種農地にあっては「運用通知第２の１のイの(ｱ)のａ」のように、第２種農地にあっては「運用通知第２の１のオの(ｱ)のａの(a)」のように記載する。

　３　「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。

　４　「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事又は市町村長の認定の可否を決定するに際し特に協議しておくべき事項を記載する。

参考様式第８号

□ 農業経営改善計画　　□ 青年等就農計画

の認定に係る個人情報の取扱いについて（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ○○市町村/○○都道府県/国は、農業経営改善計画又は青年等就農計画（以下「経営改善計画 等」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。また、○○市町村/○○都道府県/国は、本認定業務のほか、地域計画の作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 提供する情報の内容 | ①認定農業者又は認定新規就農者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）情報の内容及び年齢、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容、⑤経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容　等 |
| 情報を提供する　関係機関 | 国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、農業経営・就農支援センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金　等（※　その他追加する機関があれば明確にすること） |

 |

|  |
| --- |
| 　個人情報の取扱いの確認 |
| 「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　氏名（名称・代表者）　　　　　　　　　　　　　　 |

参考様式第９号

買入れの協議を行う旨の通知書

番号

年　　月　　日

申出者　　住所

　 氏名（名称・代表者）

通知者　○○市町村長

農業経営基盤強化促進法第22条第１項の規定に基づき貴殿（貴社）から所有権の移転に係るあっせんの申出のあった下記の農用地につき、同条第２項の規定による買入れの協議を〈○○農業公社〉が行うので、通知します。

記

 〔買入協議に係る土地〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 農用地の所在・地番 | 地　　目 | 面　　積（㎡） |
| 登記簿 | 現　況 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

 〔買入協議に係る留意事項〕

貴殿から　年　月　日に○○農業委員会へ所有権移転のあっせんの申出のあった上記農用地については、①　農業委員会が効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認め、②　当職も地域計画の達成に資する見地からみて、当該買入れが特に必要と認めたものです。なお、この買入れの協議については、法第22条第4項、第5項及び第35条第２項の規定により、貴殿に次の義務が課せられます。

　ア　正当な理由がなければ協議を拒んではならないこと。

　　　なお、「正当な理由」とは、天災、重病等協議に応じることのできないやむを得ない事情がある場合をいうものであること。

　イ　この買入れの協議を行う旨の通知があった日から起算して３週間目にあたる　年　月　日を経過するまでの間（この期間に買入れの協議が成立しないことが明らかになったときは、その時までの間）は、農地中間管理機構以外の者に上記農用地を譲り渡してはならないこと。

　ウ　イに違反した場合は、10万円以下の過料に処せられることがあること。

　注）〈　　〉については、各都道府県公社の正式な名称を記載すること。

（参考１）

　平成15年９月12日付け農林水産省告示第1419号（農業経営基盤強化促進法第32条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）（抄）

農業経営改善計画認定申請書

年 月 日

|  |  |
| --- | --- |
|  | ○○市町村長 殿 |
|  | ○○都道府県知事 殿 |
|  | ○○農政局長 殿 |
|  | 農林水産大臣 殿 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  | 連絡先 |  |
| フリガナ |  | フリガナ |  |
| 個人・法人名 |  | 代表者氏名（法人のみ） |  |
| 生年月日・ 法人設立年月日 |  | 法人番号 |  |

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１２条第１項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

|  |
| --- |
| 農 業 経 営 改 善 計 画 |
| ①農業経営体の営農活動の現状及び目標 |
| （１）営農類型 |
| 現 状 | 目標（　　　　　年） |
| □稲作 □麦類作 □雑穀・いも類・豆類 □工芸農作物 □露地野菜□施設野菜 □果樹類 □花き・花木 □その他の作物（ ）□酪 農 □肉用牛 □養 豚 □養 鶏 □養 蚕 □その他の畜産（　　　　　） | □複合経営 | □稲作 □麦類作 □雑穀・いも類・豆類 □工芸農作物 □露地野菜□施設野菜 □果樹類 □花き・花木 □その他の作物（ ）□酪 農 □肉用牛 □養 豚 □養 鶏 □養 蚕 □その他の畜産（　　　　　） | □複合経営 |
| （２）農業経営の現状及びその改善に関する目標 |
|  | 現状 | 目標（　　　　年） |  | 現状 | 目標（　　　　年） | 主たる従事者の人数 |  人 |
| 年間所得 |  万円 |  万円 | 年間労働時間 |  時間 |  時間 |
|  | 主たる従事者１人当たりの年間所得 |  万円 |  万円 |  | 主たる従事者１人当たりの年間労働時間 |  時間 |  時間 |
| ②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標 |
| （１）生産 | （２）農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業（売上げ） |
| 作目・部門名（耕 種） | 現 状 | 目標（　　　年） | 作目・部門名（畜　　産） | 現 状 | 目標（　　　年） |
| 作付面積(a) | 生産量 | 作付面積(a) | 生産量 | 飼養頭数（頭、羽） | 生産量 | 飼養頭数（頭、羽） | 生産量 | 事 業 内 容 | 　現　　状 | 目標（　　　年） |
|  |  万円 |  万円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  万円 |  万円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 万円 | 万円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 万円 | 万円 |

|  |
| --- |
| （３）農用地及び農業生産施設 |
| ア農用地 | イ農業生産施設 |
| 区 分 | 所在地 | 地目 | 現 状(a) | 目標（ 年） (a) | 種 別 | 所在地 | 規 模 |
| 都道府県名 | 市町村名 | 都道府県名 | 市町村名 | 現 状 | 目標（ 年） |
| 棟 | ㎡ | 棟 | ㎡ |
| 所有地 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 借入地 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 経 営 面 積 合 計 |  |  | 経 営 面 積 合 計 |  |  |  |  |
| ③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置 | ④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置 |
|  |  |
| ⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置 | ⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置 |
|  |  |

（参考）経営の構成

|  |  |
| --- | --- |
| （１）構成員・役員 | （２） 雇 用 者 |
| 氏 名(法人経営にあっては役員の氏名） | 年齢 | 性別 | 代表者との続柄(法人経営にあっては役職) | 現 状 | 見通し（ 年） | 常時雇（年間） | 実 人 数 | 現状 |  人 | 見通し |  人 |
| 担当業務 | 主たる従事者 | 年間農業従事時間 | 担当業務 | 主たる従事者 | 年間農業従事時間 | 臨時雇（年間） | 実 人 数 | 現状 |  人 | 見通し |  人 |
| 延べ人数 | 現状 |  人 | 見通し |  人 |
|  |  |  | （代表者） |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（別紙１）生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画

|  |  |
| --- | --- |
| 農業用機械等の名称 | 数量 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（注）「農業用機械等の名称」欄には、生産方式の合理化のために、取得する予定の農業用の機

械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア等を記載

する。（②「（３）農用地及び農業生産施設」に記載しているものは記載不要。）

（別紙２）農業用施設の整備（農業経営基盤強化促進法第12条第３項関係）

１　農業用施設の整備に関する事項

（注）農業用施設を整備する場合に記載すること

（農地法（昭和27年法律第229号）の特例を受けようとする計画については必ず記載すること）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 農業用施設の 種 類　 | 規模・用途等 | 施設の用に供する土地の所在 | 地番 | 地目 | 面積 |
| 登記簿 | 現況 |  |
| ① |  |  |  |  |  |  |  |
| ② |  |  |  |  |  |  |  |
| ③ |  |  |  |  |  |  |  |

（注）「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

２　農地法の特例の適用に関する事項（農業経営基盤強化促進法第14条関係）

　□　農地法の特例の適用を受けない

　□　農地法の特例の適用を受ける

　　→　適用を受ける特例の区分

　　　　□　農業経営基盤強化促進法第14条第１項関係（施設番号：　　　）

　　　　□　農業経営基盤強化促進法第14条第２項関係（施設番号：　　　）

（注）１　該当する項目にチェックを入れること。

　　　２　農地法の特例の適用を受ける場合には、「適用を受ける特例の区分」における「施設番号」欄に「１　農業用施設の整備に関する事項」欄の施設の番号を記載するとともに、別紙３－１又は別紙３－２に必要な事項を記載の上、これを添付すること。

３　添付書類

　以下の書類を添付すること。

　□　農業用施設の規模及び構造を明らかにした図面

（別紙３－１）　農地法の特例措置（農業経営基盤強化促進法第14条第１項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 別紙２の施設番号 |  |

農地法第４条第１項の特例措置

（農業経営基盤強化促進法第14条第１項関係）

（注）農地法の特例措置（農地を農地以外のものにする場合）を受けようとする場合に記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　農地を転用する者の氏名及び住所 | 氏　　　名 | 住　　　　　　所 |
|  |  |
| ２　農業用施設の種類 |  |
| ３　土地の所在等 | 土地の所在 | 地番 | 耕作者の氏名 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 　計　　　　　筆　　　　　　㎡（田　　　　　㎡、畑　　　　　㎡） |
| ４　転用の時期 | 工事計画 | 着工 　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで  |
| 施設の種類 | 棟数 | 建築面積 | 所要面積 |
| 土地造成 |  |  |  | ㎡ |
| 建 築 物 |  |  | ㎡ |  |
| 小 計 |  |  |  |  |
| 工 作 物 |  |  |  |  |
| 小 計 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |
| ５　転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要 |  |
| ６　その他参考となるべき事項 |  |

（注）１　記載に当たっては、別紙２と整合性を図ること。

２　農地を転用する者又は耕作者が法人である場合には、「氏名」にはその名称及び代表者の氏名を、「住所」にはその主たる事務所の所在地を記載すること。

（添付書類）

　以下の書類を添付すること。

（１）農地を転用する者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書

（２）土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

（３）土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

（４）農業用施設を整備するために必要な資力及び信用があることを証する書面

（５）農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面

（６）農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

（７）その他参考となるべき書類

（別紙３－２）　農地法の特例措置（農業経営基盤強化促進法第14条第２項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 別紙２の施設番号 |  |

農地法第５条第１項の特例措置

（農業経営基盤強化促進法第14条第２項関係）

（注）農地法の特例措置（農用地を農用地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合）を受けようとする場合に記載すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　当事者の氏名及び住所 | 当事者の別 | 氏 　　名 | 住　　　　　　所 |
| 譲　受　人 | 　 |  |
| 譲　渡　人 | 　 |  |
| ２ 農業用施設の種類 |  |
| ３　土地の所有者の氏名等 | 土地の所在 | 地番 | 土地の所有者の氏名 | 所有権以外の使用収益権が設定されている場合 |
| 権利の種類及び内容 | 権利者の氏名 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計　 　　筆 　　　　㎡（田 　　　　㎡、畑　　　　　㎡、採草放牧地　 　　 ㎡） |
| ４　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 | 権利の種類 | 権利の設定・移転の別 | 権利の設定　 ・移転の時期 | 権利の存続期間 |
|  |  |  |  |
| ５　転用の時期 | 工事計画 | 着工 　 　年　　月　　日から 　　年　　月　　日まで |
| 施設の種類 | 棟数 | 建築面積 | 所要面積 |
| 土地造成 |  |  |  | ㎡ |
| 建築物 |  |  | ㎡ |  |
| 小　計 |  |  |  |  |
| 工作物 |  |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |
| ６　転用することによって生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要 |  |
| ７　その他参考となるべき事項 |  |

（注）１　記載に当たっては、別紙２と整合性を図ること。

２　当事者、土地の所有者又は権利者が法人である場合には、「氏名」にはその名称及び代表者の氏名を、「住所」にはその主たる事務所の所在地を記載すること。

３　譲渡人が２人以上存在する場合には、１及び３の欄には「別表記載のとおり」と記載し、次の別表１及び別表２により記載することができるものとする。

（添付書類）

　以下の書類を添付すること。

（１）譲受人が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書

（２）土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

（３）土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

（４）農業用施設を整備するために必要な資力及び信用があることを証する書面

（５）農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面

（６）農用地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

（７）その他参考となるべき書類

（別表１）別紙３－２の１の欄（当事者の氏名及び住所）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当事者の別 | 氏　　　　名 | 住　　　　所 |
| 譲　受　人 |  |  |
| 譲　渡　人 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（別表２）別紙３－２の３の欄（土地の所有者の氏名等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地番 | 土地の所有者の氏名 | 所有権以外の使用収益権が設定されている場合 |
| 権利の種類及び内容 | 権利者の氏名 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 　　計　　　　筆　　　　　　　　　　㎡　（田　　　　　　　　㎡、畑　　　　　　　　㎡、採草放牧地　　　　　　　　㎡） |

（注）本表は、（別表１）の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

（参考２）

|  |
| --- |
| 　平成15年９月12日付け農林水産省告示第1419号（農業経営基盤強化促進法第28条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）（抄） |

青年等就農計画認定申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　市町村長　殿

　　　　　　　　　　　　　申請者住所

 　　　　　　　　　　　　　氏名＜名称・代表者＞

 　 　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日生（　　　歳）

　　　　　　　　　　　　　　＜法人設立年月日　　　年　　月　　日設立＞

　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の４第１項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

|  |
| --- |
| 青　年　等　就　農　計　画 |
| 就 農 地 |  | 農業経営開始日 | 年　 月　 日 |
| 　　 就農形態 （該当する形態に　 レ印） |  □新たに農業経営を開始 □親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 □親の農業経営を継承 　 □全体、□一部 　 継承する経営での従事期間　　　　年　　か月  |
| 目標とする営農類型（備考の営農類型　の中から選択） |  |
| 　　将来の農業　　経営の構想 |  |
| （年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標） |
|  |  現状 |  目標（　　年） |
|  年間農業所得 |  　 　　千円 |  　　　　　　　千円 |
|  年間労働時間 |  　時間 |  時間 |
| 農業経営の規模に関する目標 | 作目・部門名 | 現状 | 目標（　　年） |
| 作付面積飼養頭数 | 生産量 | 作付面積飼養頭数 | 生産量 |
|  |  |  |  |  |
|  経営面積合計 |  |  |  |  |
| 区分 | 地目 |  所在地(市町村名) | 現状 | 目標（　　年） |  |
|
| 所有地 |  |  |  |  |  |
|
| 借入地 |  |  |  |  |  |
|
| 特定作業受託 | 作目 | 作業 | 現状 | 目標（　　年） |
| 作業受託面積 | 生産量 | 作業受託面積 | 生産量 |
|  |  |   |  |   |  |
| 作業受託 | 作目 | 作業 | 現状 | 目標（　　年） |
|  |  |   |   |
| 単純計 |  |  |
| 換算後 |  |  |
| 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業 |  事業名 | 内容 | 現状 | 目標（　　年） |
|  |  |  |  |
| 生産方式に関する目標 | 機械・施設名 | 型式、性能、規模等及びその台数 |
|  現状 |  目標（　　年） |
|  |  |  |
|  　経営管理に　　関する目標 |   |
|  農業従事の態様 等に関する目標 |  |
| 目標を達成するために必要な措置 | 　 事業内容（施設の設置・ 機械の購入等） | 　　 規模・構造等 |  実施時期 |  事業費 |  資金名等 |
|  |  |  年　　月 |  千円 |  |
| 農業経営の構成 | 氏　　名（法人経営にあっては役員の氏名） | 年齢 | 代表者との続柄（法人経営にあっては役職） | 現状 | 見通し |
| 担当業務 | 年間農業従事日数（日） | 担当業務 | 年間農業従事日数（日） |
|  |  | （代表者） |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 雇用者 | 常時雇（年間） | 実人数 | 現状 |  　　　 人 | 見通し |  人 |
| 臨時雇（年間） | 実人数 | 現状 | 　　　　人 | 見通し | 　　　　人 |
| 延べ人数 | 現状 | 　 人 | 見通し | 　　　　人 |

○ 農業経営基盤強化促進法第４条第２項第２号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
|  | 経歴 |
| 職務内容 |  |
| 勤務機関名 |  |
| 在職期間 | 年 　月 ～ 年 　 月 |
| 上記の住所 |  |
| 退職年月日 |  |
| 資 格 等 |  |
|  農業経営に活用できる知識及び技能の内容 |  |

 注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第４条第２項第２号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

（　　　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 参考技術・知識の習得状況 |  研修先等の名称 |  所在地 |  　専攻・営農部門 |
|  |  |  |
|  　研修等期間 |  　年　　　月　～　　　年　　　月 |
| 研修内容等 |  |
|  活用した 補助金等 |  |

 注：研修カリキュラム等を添付すること。

　 　 法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第４条第２項第１号及び第２号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （参考）他市町村の認定状況 | 認定市町村名 | 認定年月日 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |